クロネコヤマトの
海外引越

日本向け荷物発送のお客様へ
日本ご到着後の手続きについて

大切なご案内

Rev. 2026.08

この度は弊社海外引越サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。
日本での輸入通関手続きに際し、「別送品申告書」が必要です。**税関のアプリ・電子申告ゲートは使用できませんので、ご注意ください。必ず有人レーンをお通りください。**
空港に到着されましたら、以下の要領でお手続きのほど、よろしくお願いいたします。

重　要　日本ご到着後の手続き

STEP 1	荷物引取時もしくは入国までに、別送品申告書を **2枚** 記入してください。※1

[注意] ご入国時の際に、自動化ゲートではなく、有人レーンをお通りください。（入国印が必要です）
もしも自動化ゲートを通過した場合は入管係官に入国印を押してもらうようにしてください。

※1 「別送品申告書の記入例」（3ページ）を参照ください。

STEP 2	記入した **2枚** を税関の係官に提出して、確認印を押してもらい **1枚** を受け取ります。
STEP 3	その **1枚** を、次ページでご案内している「お預りカウンター」に提出してください。

※ 原本を受領した証となるお預かり票を発行いたします。

[注意] 税関の係官に「お客様にて保管をしておいてください」と言われることがございますが、
別送品申告書は必ず到着空港のお預りカウンターへご提出ください。

もしも、お預りカウンターにご提出できなかった場合・・・

- お預りカウンターの設置されていない空港に到着されたお客様
- お預りカウンターに申告書の提出を忘れてしまったお客様
- お預りカウンターの営業時間外に到着されたお客様

このようなときは、必要書類を下記送付先にご送付ください。

別送品申告書は再発行できない書類ですので、簡易書留にて送付をお願いいたします。

必要書類	①別送品申告書（オリジナル・税関押印済みのもの） ②パスポートコピー（顔写真のページ、出入国スタンプのページ） ③ビザ（滞在許可証）のコピー（帰国日を含めた過去1年以上の有効期間のもの） ④（外国籍のお客様）日本のVISA、在留カード等のコピー（1年以上） （②・③は海外に滞在していたことを証明する為に必要となります）
送付先	〒289-1608　千葉県山武郡芝山町岩山字井森戸114-7　IACT成田物流センター201号 ヤマト運輸株式会社　海外生活支援オペレーション支店 ｜ 別送通関担当宛

別送品申告書お預りカウンター

ご提出（税関にて押印済み）頂きました別送品申告書は
以下の到着空港にてお預りいたします。

［注意］ 空港により、カウンターの営業時間、および別送品申告書と空港宅急便カウンターが異なる場合があります。
営業時間は予告なく変更される場合があります。詳しくは各委託カウンターのホームページをご覧ください。

成田国際空港

委託カウンター：ヤマト運輸

第1ターミナル 北ウィング・南ウィング1階［営業時間］6:30～22:30

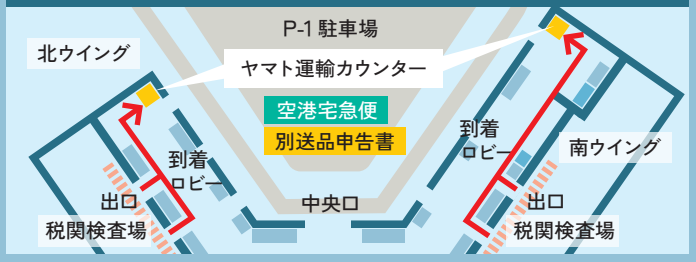

第2ターミナル1階［営業時間］6:30～22:30

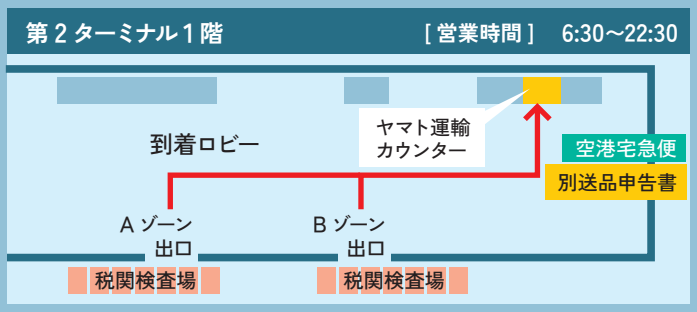

［注意］：第3ターミナルにお預りカウンターはございません。第1または第2ターミナルのカウンターへお越しください。

東京国際（羽田）空港

委託カウンター：ヤマト運輸 JAL ABC

第3ターミナル2階［営業時間］ヤマト運輸 5:00～23:00 JAL ABC 4:00～25:00

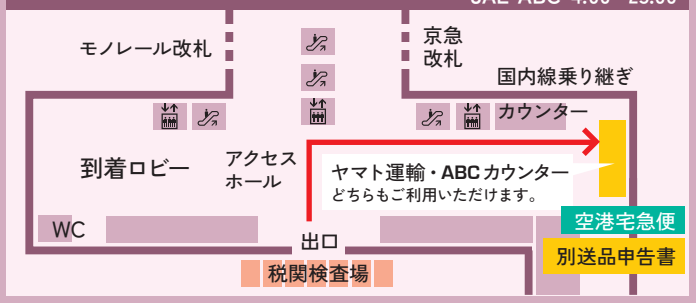

委託カウンター：ヤマト運輸

第2ターミナル2階（ウェルカムセンター内）［営業時間］5:45～23:00

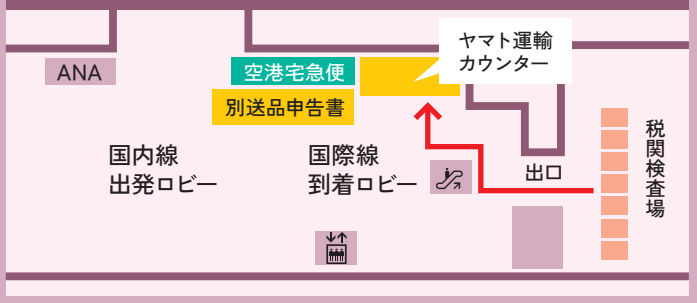

中部国際空港

委託カウンター：保税手荷物受取所

第1ターミナル2階［営業時間］7:00～22:00

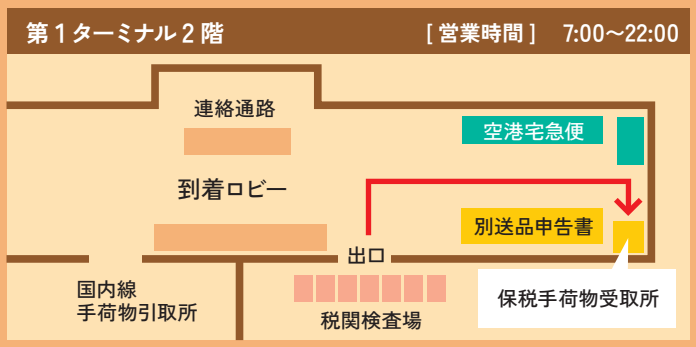

委託カウンター：ヤマト運輸

第2ターミナル1階 休業中

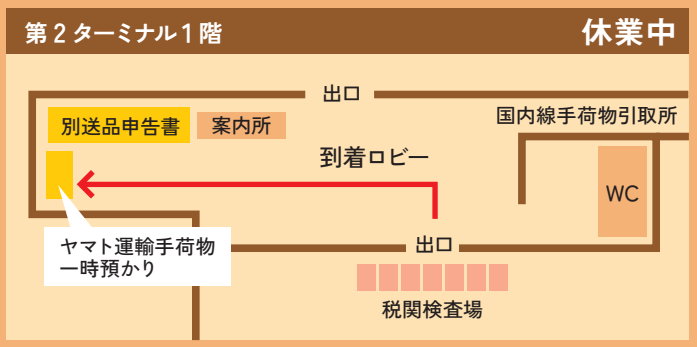

関西国際空港

委託カウンター：JAL ABC

第1ターミナル1階［営業時間］6:30～22:30

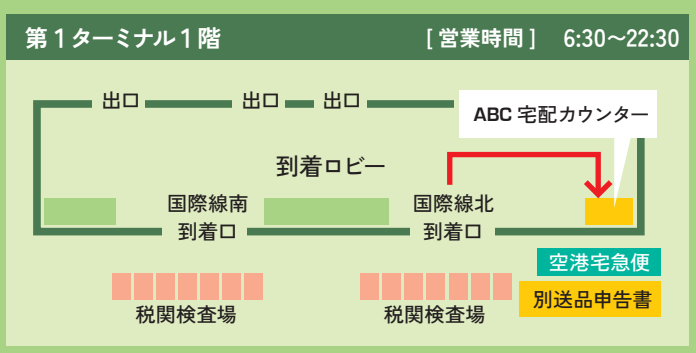

福岡空港

委託カウンター：ヤマト運輸

国際線ターミナル1階［営業時間］7:30～20:00

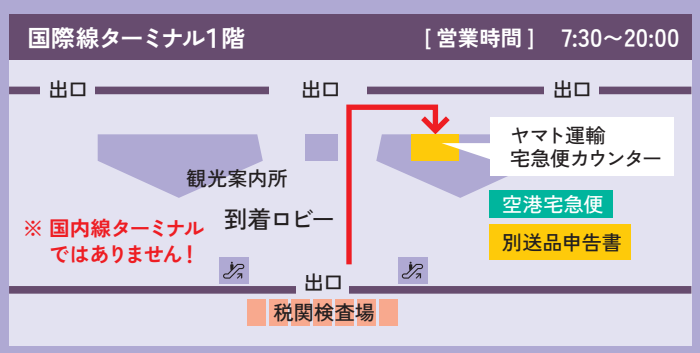

日本国内でのお問い合わせ先

海外引越荷物全般（航空便・船便）／別送国際宅急便（船便）をご利用の方
【お客様サービスセンター】（営業時間 9:00～17:00） 0120-804-814

別送国際宅急便（航空便）をご利用の方
（営業時間 9:00～17:00） 0120-801-062

ヤマト運輸

別送品申告書の記入例

ご記入いただくにあたり、いくつか注意点があります。ご確認をお願いいたします。

※空欄不可　例：会社員（ヤマト運輸株式会社）
・お勤めの方：【会社員（会社名）】　・自営業の方：【自営業（会社名または業種）】
・主婦 / 主夫の方：【主婦 / 主夫（配偶者の会社名）】※赴任帯同等の場合　・学生の方：【学生（学校名）】
・リタイア・退職された方：【リタイア】　※直近まで就労していた方は【退職（前職会社名）】

現住所（ご配達先住所）を記入してください。住所未定の方はご実家・ご親戚・ご友人の住所を記入願います。ホテルやマンスリーマンション、お勤め先の住所は不可です。

お荷物を出された方のお名前を記入してください。

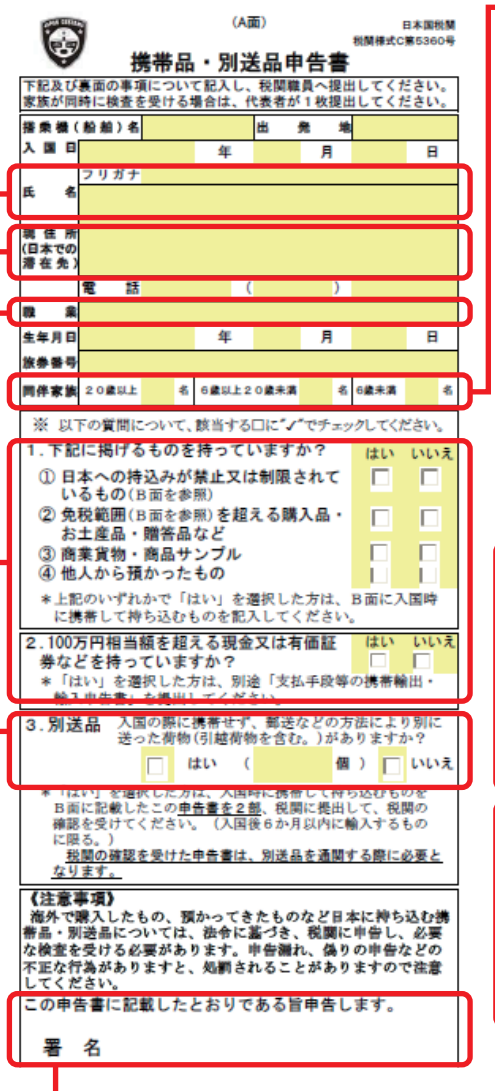

（A面）　日本国税関　税関様式C第5360号

携帯品・別送品申告書

下記及び裏面の事項について記入し、税関職員へ提出してください。
家族が同時に検査を受ける場合は、代表者が１枚提出してください。

搭乗機（船舶）名　出発地
入国日　年　月　日
フリガナ
氏名
現住所（日本での滞在先）
電話　（　）
職業
生年月日　年　月　日
旅券番号
同伴家族　２０歳以上　名　６歳以上２０歳未満　名　６歳未満　名

※　以下の質問について、該当する口に"✓"でチェックしてください。

1．下記に掲げるものを持っていますか？　はい　いいえ
① 日本への持込みが禁止又は制限されているもの（B面を参照）
② 免税範囲（B面を参照）を超える購入品・お土産品・贈答品など
③ 商業貨物・商品サンプル
④ 他人から預かったもの
＊上記のいずれかで「はい」を選択した方は、B面に入国時に携帯して持ち込むものを記入してください。

2．100万円相当額を超える現金又は有価証券などを持っていますか？　はい　いいえ
＊「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」を提出してください。

3．別送品　入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別に送った荷物（引越荷物を含む。）がありますか？
□ はい（　個）　□ いいえ
＊「はい」を選択した方は、入国時に携帯して持ち込むものをB面に記載したこの申告書を２部、税関に提出して、税関の確認を受けてください。（入国後６か月以内に輸入するものに限る。）
税関の確認を受けた申告書は、別送品を通関する際に必要となります。

《注意事項》
海外で購入したもの、預かってきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、法令に基づき、税関に申告し、必要な検査を受ける必要があります。申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為がありますと、処罰されることがありますので注意してください。

この申告書に記載したとおりである旨申告します。
署　名

（B面）

※入国時に携帯して持ち込むものについて、下記の表に記入してください。（A面の１．及び３．ですべて「いいえ」を選択した方は記入する必要はありません。）
（注）「その他の品名」欄は、個人的使用に供する購入品等に限り、１品目毎の海外市価の合計額が１万円以下のものは記入不要です。
また、別送した荷物の詳細についても記入不要です。

酒類			本	＊税関記入欄
たばこ	紙巻		本	
	葉巻		本	
	その他		ｸﾞﾗﾑ	
香水			ｵﾝｽ	

その他の品名	数量	価格

＊税関記入欄　円

◎ 日本への持込みが禁止されているもの
① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚せい剤、MDMAなど
② けん銃等の銃砲、これらの銃砲弾やけん銃部品
③ 爆発物、火薬類、化学兵器原材料、炭疽菌等の病原体など
④ 貨幣・紙幣・有価証券・ｸﾚｼﾞｯﾄｶｰﾄﾞなどの偽造品など
⑤ わいせつ雑誌、わいせつＤＶＤ、児童ポルノなど
⑥ 偽ブランド品、海賊版などの知的財産侵害物品

◎ 日本への持込みが制限されているもの
① 猟銃、空気銃及び日本刀などの刀剣類
② ワシントン条約により輸入が制限されている動植物及びその製品（ﾜﾆ・ﾍﾋﾞ・ﾘｶﾞｰﾒﾝﾄ・象牙・じゃ香・ｻﾎﾞﾃﾝなど）
③ 事前に検疫確認が必要な生きた動植物、肉製品（ｿｰｾｰｼﾞ・ｼﾞｬｰｷｰ類を含む。）、野菜、果物、米など
＊事前に動物・植物検疫カウンター　での確認が必要です。

◎ 免税範囲（乗組員を除く）
・酒類３本（７６０ml／本）
・紙巻たばこ。外国製及び日本製各２００本
（非居住者の方の場合は、それぞれ２倍となります。）
＊20歳未満の方は酒類とたばこの免税範囲はありません。
・香水２ｵﾝｽ（１ｵﾝｽは約２８ml）
・海外市価の合計額が２０万円の範囲に納まる品物
（入国者の個人的使用に供するものに限る。）
＊海外市価とは、外国における通常の小売価格（購入価格）です。
＊１個で20万円を超える品物の場合は、その全額に課税されます。
＊6歳未満のお子様は、おもちゃなど子供本人が使用するもの以外は免税になりません。

日本に入国（帰国）されるすべての方は、法令に基づき、この申告書を税関に提出していただく必要があります。

同時に帰国しているご家族がいる場合は、ご本人を除いた同伴家族の人数を忘れずに記入してください。免税枠や化粧品類などの数量制限に関わります。

ご帰国時にお手荷物にて持ち帰った品物のみを記入し、引越荷物（別送品）に入れた品物については記入しないでください。（手荷物と引越荷物で二重に課税される場合があります。）

日本への持込みが禁止、または制限されているものが記載されていますのでよくお読みください。

免税範囲は携帯品（手荷物）と引越荷物（別送品）の合算となります。

必ずご本人がご署名ください。

「はい」に必ずチェックしてください。
航空便・船便荷物の箱数をそれぞれ記入してください。
例）AIR 10個　SEA 50個
正確な個数がわからない場合は多めに記入願います。

税関で確認が必要な事項ですので必ずお答えください。